エコフィード増産対策事業費補助金交付要綱

平成20年４月１日付け19生畜第2397号
農林水産事務次官依命通知

最終改正　平成28年４月１日付け27生畜第1869号

第１　趣旨

農林水産大臣は、エコフィード増産対策事業実施要綱（平成20年４月１日付け19生畜第2395号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年６月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２　交付対象及び補助率

補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第３　補助金の交付の申請

１　事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び規則第２条の規定に基づく交付申請書の様式は別紙様式第１号のとおりとし、正副２部を農林水産大臣（実施要綱第４の２及び３の事業にあっては地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）。以下「農林水産大臣等」という。）に提出しなければならない。

２　事業実施主体は、１の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係

る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

第４　交付の申請書類の提出期限

規則第２条の規定による申請書の提出は、農林水産大臣等が別に定める日までに行うものとする。

第５　交付決定の通知

農林水産大臣長等は、第３第１項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。

第６　申請の取下げ

事業実施主体は、適正化法第９条第１項、交付規則第４条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣等に提出しなければならない。

第７　契約等

１　事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣等に届けなければならない。

２　事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

３　事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第２号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第８　補助金の計画変更、中止又は廃止の承認

１　事業実施主体は、規則第３条第１号の規定に基づき農林水産大臣等の承認を受けようとする場合には、別紙様式第３号により補助金変更（中止又は廃止）交付申請書正副２部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

２　規則第３条第１号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第９　補助事業の遂行

事業実施主体は、規則第３条第２号の規定に基づき農林水産大臣等の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副２部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

第10　概算払の請求及び状況報告

１　事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別紙様式第４号による概算払請求書正副２部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

２　適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の12月31日現在において別紙様式第５号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月31日までに正副２部を農林水産大臣等に提出するものとする。ただし、１の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

３　農林水産大臣等は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

第11　実績報告書の提出

１　補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第６条第１項の規定に基づき、その日から１ヵ月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第６号による実績報告書正副２部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

２　第３の２ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、１の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

３　第３の２ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、１の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第７号により速やかに農林水産大臣等に報告するとともに、農林水産大臣等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第12第１項の補助金の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により農林水産大臣等に報告しなければならない。

第12　補助金の額の確定等

１　農林水産大臣等は、第11第１項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が

交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

２　農林水産大臣等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13　交付決定の取消等

農林水産大臣等は、第８の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第５の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

（１）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

（２）事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（３）事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　農林水産大臣等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　農林水産大臣等は、第１項（１）から（３）までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12第３項の規定を準用する。

第14　補助金に係る経理

規則第３条第４号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管しておかなければならない。

第15　その他

事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第２項に規定する特例民法法人である場合には、別紙様式第８号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金

等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の６月10日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附　則（平成22年４月１日付け21生畜第1913号）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

なお、施行日前に受理された事業実施計画等については、従前の例による。

附　則（平成23年４月１日付け22生畜第2460号）

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

なお、施行日前に受理された事業実施計画等については、従前の例による。

附　則（平成23年8月31日付け23生産第4223号）

（施行期日）

１　この通知は、平成23年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この通知による改正前の各通知の規定によりした処分、手続その他の行為は、この通知による改正後の各通知の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、同各通知の規定を適用する。

附　則（平成24年４月６日付け23生畜第2725号）

この要綱は、平成24年４月６日から施行する。

附　則（平成25年５月16日付け24生畜第2581号）

この要綱は、平成25年５月16日から施行する。

附　則（平成26年４月１日付け25生畜第2103号）

１　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

２　エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付要綱の一部改正について（平成26年４月１日付け25生畜第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（平成27年４月９日付け26生畜第2028号）

１　この要綱は、平成27年４月９日から施行する。

２　エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付要綱の一部改正について（平成27年４月９日付け26生畜第2028号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附　則（平成27年９月30日付け27生産第1823号）

１　この通知は、平成27年10月１日から施行する。

２　この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附　則（平成28年４月１日付け27生畜第1869号）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

２　エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付要綱の一部改正について（平成28年４月１日付け27生畜第1869号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第２関係）

区　分	経　費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
エコフィード増産対策事業	１　エコフィード利用畜産物差別化促進事業(1)～(3)	定額	経費の欄に掲げる３の経費における補助率が異なる経費の相互間における経費の増減	１　事業の新設又は廃止 ２　３０％を超える事業費の増減 ３　国庫補助金の増 ４　事業実施主体の組織の改編等に伴う名称等の変更
	２　食品残さ等飼料利用体制構築事業(1)～(3)	定額		
	３　エコフィード生産拡大支援事業 （１）食品残さ等の飼料利用拡大	定額		
	（２）活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大			
	ア　食品残さ等の分別の実施	定額		
	イ　食品残さ等の含水率の削減	定額		
	ウ　成分分析等の実施	定額		
	エ　エコフィードと国産飼料作物等との混合	定額		
	オ　他の再生利用手法との一体的なリサイクルの実施	定額		
	（３）食品残さ等の飼料利用体制の整備	当該事業に要する経費の１／２以内		

別紙様式第１号

平成○年度エコフィード増産対策事業費補助金交付申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿
［実施要綱第４の２、及び３の事業にあっては、地方農政局長］

所在地
事業実施主体名称
代表者氏名　　印

平成○年度において、下記のとおりエコフィード増産対策事業を実施したいので、エコフィード増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年４月１日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）第３の１の規定により、エコフィード増産対策事業費補助金○○○円の交付を申請する。

記

１　事業の目的

２　事業の内容及び計画（又は実績）

３　経費の配分及び負担区分

区　　分	補助事業に要する（又は要した）経費 (a)+(b)	負担区分		備　考
		国庫補助金 (a)	自己負担金 （ｂ）	
エコフィード増産対策事業費補助金	円	円	円	

1　エコフィード利用畜産物差別化促進事業 （１）エコフィード生産技術の向上 （２）エコフィード利用差別化畜産物の生産技術の普及 （３）エコフィード利用畜産物の差別化販売モデルの確立 2　食品残さ等飼料利用体制構築事業 3　エコフィード生産拡大支援事業 （１）食品残さ等の飼料利用拡大 （２）活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大 ア　食品残さ等の分別の実施 イ　食品残さ等の含水率の削減 ウ　成分分析等の実施 エ　エコフィードと国産飼料作物等との混合 オ　他の再生利用手法との一体的なリサイクルの実施 （３）食品残さ等の飼料利用体制の整備				
合　　計				

（注）備考欄には仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること

4　事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）　　年　　月　　日

5　収支予算

（１）収入の部

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
１　補助金 ２　自己負担金	円	円	円	円	
合　　計					

（２）支出の部

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
エコフィード増産対策事業費補助金 １　エコフィード利用畜産物差別化促進事業 （１）エコフィード生産技術の向上 （２）エコフィード利用差別化畜産物の生産技術の普及 （３）エコフィード利用畜産物の差別化販売モデルの確立事業 ２　食品残さ等飼料利用体制構築事業 ３　エコフィード生産拡大支援事業 （１）食品残さ等の飼料飼料拡大 （２）活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大	円	円	円	円	

ア　食品残さ等の分別の実施 イ　食品残さ等の含水率の削減 ウ　成分分析等の実施 エ　エコフィードと国産飼料作物等との混合 オ　他の再生利用手法との一体的なリサイクルの推進 （３）食品残さ等の飼料利用体制の整備					
合　　計					

6　添付資料

組織の定款・規約等

その他（別途生産局長が指示する資料）

別紙様式第２号

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

（事業実施主体）殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

注１：この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

注２：「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別紙様式第３号

平成〇年度エコフィード増産対策事業費補助金変更（中止又は廃止）承認申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

［実施要綱第４の２及び３の事業にあっては、地方農政局長］

所在地
事業実施主体名称
代表者氏名　　印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注１）したいので、エコフィード補助金交付要綱第８条の規定に基づき申請する。

記（注２）

注１：〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

注２：記の記載様式は、別紙様式第１号に準ずること。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）理由」に読み替え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略することができる。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別紙様式第４号

平成○年度エコフィード増産対策事業費補助金概算払請求書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
［実施要綱第４の２及び３の事業にあっては、地方農政局長］
（官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官　殿）
［実施要綱第４の２及び３の事業にあっては、官署支出官○○農政局総務部長（北海道にあっては北海道農政事務所総務管理官、沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長）］

所在地
事業実施主体名称
代表者氏名　　印

平成○年○月○日付け○第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、エコフィード増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年４月１日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）第 10 の１の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金	既受領額		今回請求額		残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日までの予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注：　「区分」の欄には、別紙様式第１号の記の３の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第５号

平成○年度エコフィード増産対策事業費補助金遂行状況報告書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
［実施要綱第４の２、及び３の事業にあっては、地方農政局長］

所在地
事業実施主体名称
代表者氏名　　印

平成○年○月○日付け○第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、エコフィード増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年４月１日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）第 10 の２の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12 月 31 日までに完了したもの		１月１日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了年月日	
	円	円		円		

注：１「区分」の欄には、別紙様式第１号の記の３の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
２「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別紙様式第６号

平成○年度エコフィード増産対策事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
（実施要綱第４の２、及び３の事業にあっては、地方農政局長）

所在地
事業実施主体名称
代表者氏名　　印

平成○年○月○日付け○第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、エコフィード増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年４月１日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）第 11 の１の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額としてエコフィード増産対策事業費補助金○○○円の交付を請求する。

記

注１：　記の記載様式は、別紙様式第１号に準ずること。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

２：　添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写しを添付すること。

また、交付金及び補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があった場合、変更内容を添付すること。

別紙様式第７号

平成○年度エコフィード増産対策事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
［実施要綱第４の２、及び３の事業にあっては、地方農政局長］

所在地
事業実施主体名称
代表者氏名　　印

平成○年○月○日付け○第○号で補助金の交付決定の通知のあったエコフィード増産対策事業費補助金について、エコフィード増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年４月１日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）第 11 の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　適正化法第 15 条の補助金の額の確定額

金　　円
（平成○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

４　補助金返還額相当額（３－２）

金　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

［　　］

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第８号

補助金等支出明細書

１　補助金等の名称		
２　事業の目的及び内容		
（１）目的		
（２）具体的な内容		
３　交付先の法人の名称		
４　交付実績額		円(A)
５　補助金等における管理費		
（１）人件費		円
（２）一般管理費		円
（３）その他の管理費		

内　　容	金　　額
	円
	円
合　　計	円

合　　計	円

６　外部への支出

（１）外部に再補助等されているものに関する支出

支出内容	支出先	金　　額
		円
		円
		円
		円
合　　計		円(B)

（２）（１）以外の支出

支出内容	支出先	金　　額
		円
		円
		円
合　　計		円

７　その他

内　　容	金　　額

		円
		円
		円
	合　　計	円
８　再補助等の割合		%(B/A)

（注）

１　「５．補助金等における管理費」について、「（１）人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「（２）一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（貸借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「（３）その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

２　「６．外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「（１）外部に再補助等されているものに関する支出」及び「（２）（１）以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に配当しないため、「（２）（１）以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「（２）（１）以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「（２）（１）以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、通訳料

３　「６．外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

４　「７．その他」については、「５．補助金等における管理費」、「６．外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

５　「８．再補助等の割合」については、「４．交付実績額」に対する「６．（１）外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。